

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月14日

【中間会計期間】 第77期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 マックス株式会社

【英訳名】 MAX CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 三井田 孝 嗣

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋箱崎町6番6号

【電話番号】 東京(03)3669—0311(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員 加 門 照 廣

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋箱崎町6番6号

【電話番号】 東京(03)3669—0311(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員 加 門 照 廣

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第75期中	第76期中	第77期中	第75期	第76期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	28,964	31,577	32,462	59,472	65,101
経常利益 (百万円)	2,850	3,585	3,611	5,894	7,541
中間(当期)純利益 (百万円)	1,701	2,152	2,154	3,565	4,472
純資産額 (百万円)	58,513	61,509	63,681	61,141	64,226
総資産額 (百万円)	73,762	78,303	80,540	77,276	82,316
1株当たり純資産額 (円)	1,135.79	1,193.19	1,235.78	1,185.80	1,246.11
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	33.03	41.79	41.85	67.83	86.86
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	79.3	78.5	79.0	79.1	77.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,189	2,996	2,512	3,405	6,506
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,574	△1,931	△2,224	△541	△5,082
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,358	△1,512	△1,927	△1,381	△1,537
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (百万円)	6,487	6,140	5,163	6,592	6,496
従業員数 (名)	1,633 〔439〕	1,615 〔505〕	1,732 〔535〕	1,612 〔449〕	1,598 〔495〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。

3 従業員数は、就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に中間連結会計期間(連結会計年度)の平均人員数を外書に記載しております。

4 純資産額の算定にあたり、第76期中から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

5 第77期中において、在外子会社 MAX EUROPE GmbH、MAX EUROPE B.V. 及びMAX (THAILAND) CO., LTD を新たに連結の範囲に含めております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第75期中	第76期中	第77期中	第75期	第76期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	28,769	31,260	32,032	58,871	64,256
経常利益 (百万円)	2,912	3,357	3,483	5,890	7,218
中間(当期)純利益 (百万円)	1,796	2,001	2,069	2,343	4,242
資本金 (百万円)	12,367	12,367	12,367	12,367	12,367
発行済株式総数 (株)	54,761,626	54,761,626	54,761,626	54,761,626	54,761,626
純資産額 (百万円)	59,031	60,425	62,227	60,274	62,989
総資産額 (百万円)	73,588	77,186	78,782	75,696	80,949
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	31	35
自己資本比率 (%)	80.2	78.3	79.0	79.6	77.8
従業員数 (名)	962 [293]	962 [317]	977 [346]	946 [297]	952 [323]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

3 従業員数は、就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に中間会計期間(事業年度)の平均人員を外書で記載しております。

4 純資産額の算定にあたり、第76期中から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、事業の内容に変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
オフィス機器	618 [232]
インダストリアル機器	1,114 [303]
合計	1,732 [535]

(注) 1 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員数を外書で記載しております。

2 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(名)	977 [346]
---------	-----------

(注) 1 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間会計期間の平均人員数を外書で記載しております。

2 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(3) 労働組合の状況

特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、円安を背景に輸出関連企業が収益を拡大する一方で、原材料・諸資材価格の高騰や民間設備投資および個人消費が伸び悩むなど、国内景気はまだら模様の下で推移しました。

当社を取巻く経済環境は、国内においては改正建築基準法の施行に伴う、確認申請事務手続きの混乱から、また米国ではサブプライムローン問題に端を発し、いずれも新設住宅着工戸数が大幅に減少する、大変厳しい環境下で推移しました。

これに伴い、住宅市場を主な対象とするインダストリアル部門は大きな影響を受け、前期までの順調な事業成長が鈍化し、また回復基調で推移していた利益面でも、ステンレス・線材などの原材料価格の高騰などがあり、収益を圧迫しました。

一方、オフィス部門は、新製品のラベルプリンタや、小型ホッチキス「サクリ/サクリフラット」およびオートステープラなどが堅調に収益を拡大し、全社業績では増収増益を確保することができました。

当中間連結会計期間の売上高は324億6千2百万円で前年同期比2.8%の増収、営業利益は34億8千9百万円で前年同期比6.3%の増益、経常利益は36億1千1百万円で前年同期比0.7%の増益、中間純利益は21億5千4百万円で前年同期比0.1%の増益となりました。

①事業の種類別セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

・オフィス機器事業

国内では、新製品のユニバーサルデザイン・小型ホッチキス「サクリ/サクリフラット」や、食品表示用ラベルプリンタなどが売上に寄与しました。

海外では、アジア市場におけるトップシェアの維持・ブランドイメージの向上を目的に発売したホッチキスの新製品などが、売上に寄与しました。

オートステープラは、市場においてコピーのカラー化・P. O. D.（プリント・オン・デマンド）のニーズが高まる中で、前期に引き続き中速機用・中綴じ（簡易製本）用オートステープラや針が伸長しました。

この結果、売上高は119億8千2百万円で前中間連結会計期間に比べ、3.9%の増収、営業利益は30億2千9百万円で、17.8%の増益となりました。

・インダストリアル機器事業

国内機工品では、鉄筋結束機が伸長しましたが、6月の改正建築基準法の施行による確認申請手続きの混乱に伴い、新設住宅着工戸数の大幅減少の影響を受け、釘打機・コンプレッサなどの機械が減収を余儀なくされました。

住環境機器も同様の影響を受け、普及拡大中の浴室暖房換気乾燥機や全熱交換型24時間換気システムなどは増収となりましたが、伸長率が鈍化しました。

海外では、北米市場における住宅市場の低迷に伴い釘打機が伸び悩みましたが、当社が独自に展開する高圧の釘打機・コンクリートピン打機・コンプレッサが拡大し、さらに鉄筋結束機が北米・欧州市場で伸長しました。

営業利益は、釘・ステープルなどの原材料である、ステンレス・線材などの価格高騰により、減益

となりました。

この結果、売上高は、204億7千9百万円で、前中間連結会計期間に比べ、2.2%の増収、営業利益は4億5千9百万円で、35.4%減益となりました。

②所在地別セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

・日本

オフィス機器事業は、ホッチキス・ラベルプリンタなどの文具・事務機製品やオートステープラなどを中心に堅調に推移しましたが、インダストリアル機器事業の釘打機や住環境機器は、新設住宅着工戸数の大幅減少の影響を受けて伸び悩みました。

この結果、日本における当中間連結会計期間の売上高は281億6千8百万円、営業利益は31億3千1百万円となりました。

・その他の地域

欧州では、鉄筋結束機を中心とするコンクリートツールが、引続き好調に推移しました。米国では、住宅市場の低迷により釘打機が伸び悩みましたが、鉄筋結束機やガスコンクリートネイラなどのコンクリートツールが伸長しました。アジアでは、ホッチキスの新製品などが堅調に推移しました。

この結果、その他地域における当中間連結会計期間の売上高は42億9千3百万円、営業利益は3億5千7百万円となりました。

なお、当中間連結会計期間から所在地別セグメント情報の記載を行っているため、前中間連結会計期間との比較は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引等調整前中間純利益が36億2百万円で、前中間連結会計期間に比べ4千8百万円増加し、前中間連結会計期間に13億3千5百万円増加していた売上債権が当中間連結会計期間は7億2千9百万円の減少となりましたが、仕入債務の減少額が前中間連結会計期間に比べ7億5百万円増加したこと等により、前中間連結会計期間に比べ4億8千4百万円の収入減少となり、営業活動によるキャッシュ・フローは25億1千2百万円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出が前中間連結会計期間に比べ3億5千万円増加したこと等により、2億9千3百万円の支出増加となり、投資活動によるキャッシュ・フローは22億2千4百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間に借入した1億円を当中間会計期間において返済したこと及び増配にともなう配当金支払の増加等により、4億1千5百万円の支出増加となり、財務活動によるキャッシュ・フローは19億2千7百万円の支出となりました。

また、当中間連結会計期間は非連結子会社の3社を重要性が増したため連結対象としたことにより、現金・現金同等物が2億6千8百万円増加しました。

これらの結果、現金及び現金同等物は前中間連結会計期間末残高より9億7千7百万円減少し、当中間連結会計期間末残高は51億6千3百万円となっております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
オフィス機器	12,045	5.2
インダストリアル機器	20,001	1.4
合計	32,047	2.8

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当グループは需要見込による生産方式をとっています。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
オフィス機器	11,982	3.9
インダストリアル機器	20,479	2.2
合計	32,462	2.8

- (注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

・当社株式の大規模買収行為に関する対応方針(買収防衛策)について

当社は、会社法施行規則第127条に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下「会社支配に関する基本方針」といいます。)を決定するとともに、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に関する対応方針(以下「本プラン」といいます。)を以下のとおり決定いたしました。

(注1) 特定株主グループとは、(i)当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は(ii)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが(注1)の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有株割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。))も加算するものとします。)又は(ii)特定株主グループが(注1)の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下同じとします。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場企業である以上、当社株券等の売買は、株主・投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、当社に対して大規模買付行為が行われた場合においても、これに応じるか否かの判断は、最終的には、当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。大規模買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、近時、わが国の証券市場においては、法制度の変革や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模買付行為を強行するといった動きがみられます。

当社が今後も持続的に企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への深い理解に基づいた経営がなされ

ることが不可欠と考えております。大規模買付者により当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不十分なまま当社の経営がなされるに至った場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の決定の方針を支配する者として不適切であると考えます。

II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する取組みとして、下記III. に記載するもののほか、企業価値及び株主共同の利益の向上に向けて、次のとおり取組みを行っております。

当社は、1942年に創業以来、時代のニーズをいち早く捉えながら、技術の研鑽に努め、国産初の小型ホッチキス・手動式ネイラを1942年から1950年代の創業時に世に送り出し、これらの商品がお客様の信頼を得て、今日の事業基盤を確立しました。

当社は、「人」が尊重され、「人」が成長することによって、会社も成長すると考えており、「ガラス張りの経営」、「全員参画の経営」、「成果配分の経営」の3つを柱として、「いきいきと楽しく力を合わせ、皆揃って成長して行く集団を目指す」という経営基本姿勢の下、お客様と共に成長するマックスを創るため、社員一人一人が事業の成長を担う主体となる意識改革を進め、事業成長と収益構造の強化を目指し、全社を挙げて取り組んでおります。

当社の事業は、ホッチキス、タイムレコーダ、ビーポップ等のオフィス機器や釘打機、エアコンプレッサ、コンクリートツール等の産業用機器にとどまらず、浴室暖房換気乾燥機、ディスポーザ等の住宅用機器など、幅広く構成されております。当社の経営は、これらの分野におけるマーケティングノウハウや豊富な事業経験に基づいて、次代を見据えた新製品開発、技術力強化等に取り組んでおります。また、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様など、当社をご支援いただく関係先様のご理解・ご信頼を基に、企業価値及び株主共同の利益の向上に邁進しております。当社は、21世紀を迎え、これからも「使う人が満足するモノづくり」にこだわり続けることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

また、当社は、2007年4月に、2007年度から2009年度を対象とする「中期経営計画」を策定し、『21世紀に成長するマックスを創る為に、顧客を知り、顧客の支持を高める』との経営方針の下、さらなる顧客満足度の向上による事業成長を目指すとともに、得られた成果の株主の皆様への還元を高めることとするなど、事業成長と収益構造の強化に裏づけされた企業価値及び株主共同の利益の向上に取り組んでまいります。

III. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、大規模買付行為が行われる場合には、上記I. に記載した会社支配に関する基本方針に照らし、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守しなかった場合及びした場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

1. 大規模買付ルール設定の目的

近時、わが国の証券市場においては、法制度の変革や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模買付行為を強

行するといった動きがみられます。こうした事情に鑑み、当社取締役会は、大規模買付行為に際して、当社株主の皆様がこれに応じるか否かの判断を適切に行うために、当社株主の皆様判断に必要かつ十分な情報が提供できるよう、大規模買付行為に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設けることとしました。

2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、①大規模買付者から事前に、当社株主の皆様判断及び当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）が提供され、それに基づき②当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間を設け、③かかる期間が経過した後に大規模買付行為が開始される、というものです。具体的には、以下のとおりです。

(1) 大規模買付情報の提供

大規模買付者には、まず、当社取締役会宛に大規模買付者の、①名称及び住所、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤提案する大規模買付行為の概要、⑥現に保有する当社株券等の数及び今後取得予定の当社株券等の数、及び⑦大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載した「意向表明書」をご提出いただきます。

当社取締役会は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、及びファンドの場合は各組合員その他の構成員）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含むものとします。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付期間、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性等を含むものとします。）
- ③ 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容。そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含むものとします。）
- ④ 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含むものとします。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含むものとします。）
- ⑤ 大規模買付行為後に意図する当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等
- ⑥ 大規模買付行為後の当社グループの取引先、顧客、地域関係者、従業員及びその他の利害関係者への対応方針

なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不十分と考えられる場合には、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報を提供していただくことがあります。

また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

(2) 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価・検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）、又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問するとともに、適宜必要に応じて弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、特別委員会の勧告と合わせて大規模買付者に通知するとともに、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります（特別委員会につきましては、下記4.をご参照ください。）。

当社取締役会が、取締役会評価期間内に意見の公表、条件の改善、代替案の提示又は下記「3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に定める対抗措置を講じるか否かの判断を行うに至らない場合には、必要な範囲で取締役会評価期間を延長することができるものとします。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間の延長を必要とする理由、延長期間、その他適切と思われる事項について、大規模買付者に通知するとともに速やかに情報開示を行います。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。

当社取締役会が具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、資料1記載のとおりとします。なお、新株予約権無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うにとどめ、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動することがあります。具体的には、以下①～⑨の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に該当するものと考えます。

①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて、高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っている判断される場合。

（いわゆるグリーンメーラー）

②当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなどの目的で当社株式の買付けを行っている判断される場合。

③当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社株式の買付けを行っている判断さ

れる場合。

- ④当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って、当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合。
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の価額・種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合。
- ⑥大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等を行うことをいう。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）。
- ⑦大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者との関係を含む当社の企業価値の毀損が予想されるか、若しくは当社の企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合。
- ⑧中長期的な観点において、大規模買付者が支配権を取得した場合の当社の将来の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の将来の企業価値と比較して著しく劣後すると合理的な根拠をもって判断される場合。
- ⑨公序良俗の観点から、大規模買付者が当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合。

（3） 対抗措置発動の停止等について

大規模買付行為に対して、当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることを決定した後、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合のほか、対抗措置の発動が適切でないとは当社取締役会が判断し、かつ対抗措置の発動により生ずる株主の皆様の権利の確定前である場合には、当社取締役会は、特別委員会の意見又は勧告を十分尊重したうえで、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。

逆に、大規模買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置の発動をしないことを決定した後であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される状況となった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することがあります。

4. 対抗措置の公正さを担保するための手続

（1） 特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、並びに大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的とした対抗措置をとるか否かについては、当社取締役会が最終的判断を行います。当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の判断の合理性、公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。その概要につきましては、資料2をご参照ください。

（2） 対抗措置発動時の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する際には、弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を得ながら、大規模買付者から提供を受けた大規模買付情報に基づいて、当該大規模買

付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響等を検討するものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、その判断の公正さを担保するために特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会はこの諮問に基づき、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見の提供、さらには、必要に応じて当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をしていただくことが可能となります。

従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえで前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.に記載したとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向及びそれに対する当社の対応にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合及び大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、大規模買付者以外の株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則等に従って、適時適切な公表を行います。

従いまして、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行おうとする大規模買付者については、対抗措置が講じられた場合において、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないように予め注意を喚起するものです。

また、特別委員会の意見又は勧告を受けて、当社取締役会が対抗措置の発動の停止を対抗措置の発動により生ずる株主の皆様の権利の確定前に行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、対抗措置の発動に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

対抗措置を発動した場合、その発動に伴って当社株主の皆様に行っていただく必要のある手続として、新株予約権無償割当てについては、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権無償割当ての割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。

す。但し、取得条項付新株予約権の無償割当てがなされる場合には、当社が取得の手続をとることにより、株主の皆様は行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなります。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権無償割当てを行うこととなった際に、法令及び証券取引所規則等に基づき別途お知らせいたします。

6. 本プランの導入手続及び有効期間

本プランは、平成19年6月28日に開催された第76回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。本プランの有効期間は2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。以後、2年毎の定時株主総会前に開催される当社取締役会において、本プランを継続するか否かを検討し、継続することを決定した場合、本プラン導入時と同様に、その年の定時株主総会において議案としてお諮りすることにより、継続の可否につき、株主の皆様のご意向を確認させていただきます。

また、当社取締役会は、会社法及び証券取引法等の関係法令の整備・改正等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直してまいりたいと考えております。本プランの変更が必要と判断した場合は、その都度、直近で開催される定時株主総会においてその変更内容につき議案としてお諮りすることにより、株主の皆様のご意向を確認させていただきます。

なお、本プランの有効期限前であっても、株主提案権を持つ当社株主の皆様は、会社法の定めに従い、本プランの廃止を株主総会の目的とすることを請求することができます。

7. 本プランの廃止

本プランの導入後、有効期限前であっても、次のいずれかに該当する場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

- ①当社の株主総会において、本プランの導入又は継続の議案が承認されなかった場合、あるいは本プランを廃止する旨の議案が承認された場合。
- ②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合。

IV. 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

1. 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本プランは、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しております。

また、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しております。

このように本プランは、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

2. 本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記 I. に記載したとおり、会社支配に関する基本方針は、当社の株主共同の利益を尊重することを前提としています。本プランはかかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランにつきましては、当初は当社取締役会決議によって発効いたしますものの、導入及び継続にあたっては、本年の定時株主総会並びに以降2年毎の定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることとしておりますので、本プランは当社の株主共同の利益を損なわないものと考えております。

3. 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの設定や対抗措置の発動を行うものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前にかつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は、かかる本プランの規定に従って行われます。

また、大規模買付行為に関して、当社取締役会が評価・検討、取締役会の意見の提供、代替案の提示及び大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。このように本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれておりますことから、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(資料1) 新株予約権無償割当てを行う場合の概要

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

① 新株予約権の内容及び数

新株予約権の内容は下記2. の記載に基づくものとし、新株予約権の数は当社取締役会で定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社の有する当社株式の数を控除する。以下同じ。）と同数とする。

② 新株予約権の割当ての対象となる株主及びその割当方法

割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。

③ 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める日とする。

2. 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は原則として1株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合には、所要の調整を行うものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その当社株式1株当たりの価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

③ 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当ての効力発生日又は当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で当社取締役会が別途定める期間とする。但し、新株予約権の取得がなされる場合は取得日の前営業日までとする。

④ 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等に行使を認めないこと等を新株予約権の行使条件として定める場合がある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

⑤ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

⑥ 当社による新株予約権の取得

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等以外の者が保有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができること等を新株予約権の取得条項として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

⑦ その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(資料2) 特別委員会規則〈概要〉

1. 特別委員会の設置及び委員の選任、解任

- ①特別委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
- ②特別委員の人数は3名以上とする。
- ③特別委員は、当社社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は取締役等役員として経験のある社外者の中から選任する。
- ④特別委員の選任及び解任は当社取締役会の決議により行う。

2. 特別委員の任期

特別委員の最初の任期は、選任の日以後、最初に開催される当社定時株主総会終結の時までとする。当該定時株主総会にて、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（本プラン）に係る議案が承認された場合、特別委員の任期は、当該定時株主総会の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長されるものとし、その後も同様とする。但し、当社取締役会の決議により特段の定めをした場合は、この限りではない。

3. 特別委員会の権限

- ①特別委員会は、本プランの発動の是非について、大規模買付者から提供された大規模買付情報、当社取締役会の意見及び代替案、並びに独立した第三者の助言等を基に検討のうえ決議し、当社取締役会に対して勧告するものとする。
- ②特別委員会は、大規模買付者から提供された大規模買付情報で、検討に必要な情報が不足していると判断したときは、大規模買付者に対して情報の補完を請求するよう当社取締役会に求めることができる。
- ③特別委員会は、当社取締役会による意見及び代替案で、検討に必要な情報が不足していると判断したときは、当社取締役会に対して情報の補完を求めることができる。
- ④特別委員会は、上記①～③のほか、大規模買付行為に関して当社取締役会から諮問を受けた事項について、当社取締役会に対して意見を述べ又は勧告することができる。

4. 第三者の助言

特別委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

5. 特別委員会の決議

特別委員会の決議は、特別委員会を構成する委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、疾病その他やむを得ない事由により出席できない委員が存在する場合には、他の委員の承認のうえ、当該委員を除く委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

(参考)

特別委員会の委員の略歴

(五十音順)

氏名 (生年月日)	略歴
内海康男 (昭和16年9月12日生)	昭和40年4月 富士製鐵株式会社（現新日本製鐵株式会社）入社 平成3年11月 同社中国支店長 平成7年6月 同社退職 日鉄鋼管株式会社取締役 平成10年9月 同社取締役退任 新津田鋼材株式会社（現株式会社新津田）常務取締役 平成17年4月 同社顧問 平成17年6月 同社顧問退任 当社監査役、現在に至る
得丸大輔 (昭和14年1月4日生)	昭和36年4月 八幡製鐵株式会社（現新日本製鐵株式会社）入社 平成6年3月 同社退職 平成8年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 竹内澄夫総合法律事務所弁護士、現在に至る 平成11年6月 当社監査役、現在に至る
清水俊行 (昭和22年2月15日生)	昭和45年11月 監査法人朝日会計社（現あずさ監査法人）入社 昭和49年3月 公認会計士登録 昭和62年8月 監査法人朝日新和会計社（現あずさ監査法人）社員 平成10年8月 朝日監査法人（現あずさ監査法人）代表社員 平成13年1月 防衛調達審議会委員、現在に至る 平成15年6月 朝日監査法人（現あずさ監査法人）退社 平成15年7月 清水公認会計士事務所開設、現在に至る

(注) 内海康男及び得丸大輔の両氏は、当社の社外監査役であります。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約はありません。

5 【研究開発活動】

当グループの研究開発活動は、従来事業製品における固有技術の、「綴じる」、「打つ」、「締める」、「結ぶ」、「表示する」、に〔穴あけ〕と〔快適住宅環境〕を加え、技術の展開と深耕を基本に推進しております。新製品開発の原点として「お客様の声」を的確に捉え、製品が使われる現場でのニーズやウォンツを、お客様の作業の現場をつぶさに聴き、観察し、分析することから始める現場主義実践を活動の基本としています。また、これに加えて世の中の先進的技術を複合化させる事で、変化する顧客ニーズに適合させ、創意工夫とオリジナリティに富んだ製品開発、技術研究に取り組んでいます。

特に当中間連結会計期間は、オフィス機器事業の複写機内蔵用オートステープラ・文字表示機器・タイムレコーダ、インダストリアル機器事業の空圧工具・電動工具・結束工具／機器・住宅環境設備機器と、それらに伴う消耗品(ステープル・ネイル・結束ワイヤ・テープなど)の独自研究開発を推進すると共に、環境と安全対応としての製品アセスメントに積極的に取り組み、環境に優しく安全な環境保全の製品化に努めました。徹底した現場主義、顧客主義に基づく顧客ニーズと先端技術動向を的確に捉えるなかで、研究、開発実用化を加速し、これらを基盤にオフィス機器事業・インダストリアル機器事業の新製品展開と、次世代を担う新事業の探索、研究に努めております。

また、開發生産性の面におきましては、3次元CADをはじめ無響室、大型環境試験室と各種計測実験装置、設備の拡充により、研究設計作業の合理化を進め、3D設計・3Dモデル解析・PDM・CAM加工・RP活用での研究開発効率と精度の向上を図っております。これらシステムを機軸にデータベースを活用、生産部門と協働による開発期間の短縮、開発効率の向上、設計品質の向上に取り組むと共に、今後も継続して固有技術の創出を加速させる事によって競争優位の製品開発に取り組み、事業の拡大と業績の向上につなげてまいります。なお、当中間連結会計期間の研究開発費は、11億6千6万円(オフィス機器事業4億1千6百万円、インダストリアル機器事業7億5千万円)であります。

なお、上記の金額には消費税等は含まれておりません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更

当中間連結会計期間において、重要な設備計画の変更はありません。

(2) 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末に計画していた設備計画のうち、当中間連結会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメン トの名称	設備の内容	投資額 (百万円)	完了年月	完成後の 増加能力
マックス	吉井工場 (群馬県多野 郡吉井町)	インダスト リアル機器	浴室暖房換気乾燥機等 生産及び物流倉庫	1,225	平成19年5月	工場移転のため能 力の増加は殆どな し

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な設備の新設等

当中間連結会計期間において、重要な設備の新設等はありません。

(4) 重要な設備の除却等

当中間連結会計期間において、重要な設備の除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	145,983,000
計	145,983,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	54,761,626	54,761,626	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
計	54,761,626	54,761,626	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日 ～ 平成19年9月30日	—	54,761	—	12,367	—	10,517

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	4,684	8.55
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6 日本生命証券管理部内	4,425	8.08
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	3,613	6.60
マックス共栄会第一持株会	東京都中央区日本橋箱崎町6-6	2,652	4.84
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1-5	2,344	4.28
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	2,256	4.12
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194番地	2,114	3.86
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	2,108	3.85
マックス共栄会第二持株会	東京都中央区日本橋箱崎町6-6	1,794	3.28
資産管理サービス信託銀行株式 会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィ スタワーZ棟	1,467	2.68
計	—	27,460	50.15

(注) 1 上記の所有株式数に含まれる信託業務に係る株式数については、投資信託・年金信託組入明細が、当中間会計期間末において開示されていないため、記載を省略しております。

2 上記のほか当社所有の自己株式3,300千株(6.03%)があります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,300,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,955,000	50,955	同上
単元未満株式	普通株式 506,626	—	同上
発行済株式総数	54,761,626	—	—
総株主の議決権	—	50,955	—

(注) 単元未満株式数には当社所有の自己株式 78株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) マックス株式会社	東京都中央区日本橋箱崎町 6番6号	3,300,000	—	3,300,000	6.03
計	—	3,300,000	—	3,300,000	6.03

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,862	1,876	1,918	1,940	1,810	1,710
最低(円)	1,710	1,740	1,776	1,751	1,478	1,540

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部の株価によります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役 (上席執行役員経理部長、兼総務、 IR・広報、法務担当)	取締役 (上席執行役員総務部長、兼経 理、IR・広報、法務担当)	加 門 照 廣	平成19年10月1日
取締役 (上席執行役員生産本部長、兼生産 技術部長、兼品質保証担当)	取締役 (上席執行役員生産本部長、兼生 産本部室長兼生産技術部長、 兼品質保証担当)	太 田 忠 喜	平成19年10月1日
取締役 (執行役員経営企画室長、兼人事、 システム統括、生産本部管理担当)	取締役 (執行役員経営企画室長、兼人 事、システム統括担当)	松 川 彰	平成19年12月1日

なお、新任役員及び退任役員はおりません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
〔資産の部〕								
I 流動資産								
現金及び預金		6,140		5,163		6,496		
受取手形及び 売掛金	※2, 3	15,578		15,013		16,097		
有価証券		2,906		5,700		4,909		
たな卸資産		6,336		7,542		7,014		
その他		1,780		2,019		2,068		
貸倒引当金		△24		△4		△25		
流動資産合計		32,718	41.8	35,434	44.0	36,561	44.4	
II 固定資産								
1 有形固定資産	※1							
建物及び 構築物		5,286		5,930		5,094		
機械装置及び 運搬具		3,104		3,580		3,003		
土地		6,909		6,909		6,909		
建設仮勘定		845		803		1,701		
その他		2,013	18,159	1,729	18,952	1,727	18,436	
2 無形固定資産			283		262		255	
3 投資その他の 資産								
投資有価証券		22,461		21,409		22,682		
長期貸付金		1,115		1,075		1,132		
その他		3,629		3,424		3,267		
貸倒引当金		△65	27,141	△19	25,891	△19	27,063	
固定資産合計			45,584		45,106		45,754	55.6
資産合計			78,303		80,540		82,316	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
〔負債の部〕								
I	流動負債							
	支払手形及び 買掛金	4,076		4,006		4,516		
	短期借入金	2,050		2,116		2,150		
	未払金	2,002		1,607		1,970		
	未払法人税等	1,535		1,409		2,062		
	未払消費税等	159		118		160		
	賞与引当金	1,591		1,608		1,785		
	役員賞与引当金	39		34		84		
	その他	849		937		873		
	流動負債合計	12,304	15.7	11,838	14.7	13,603	16.5	
II	固定負債							
	長期借入金	150		49		50		
	退職給付 引当金	3,880		3,887		3,980		
	役員退職慰労 引当金	208		198		219		
	負ののれん	94		87		91		
	その他	156		798		145		
	固定負債合計	4,489	5.7	5,020	6.2	4,487	5.5	
	負債合計	16,794	21.4	16,859	20.9	18,090	22.0	
〔純資産の部〕								
I	株主資本							
1	資本金	12,367		12,367		12,367		
2	資本剰余金	10,519		10,519		10,519		
3	利益剰余金	41,881		44,445		44,201		
4	自己株式	△2,859		△2,910		△2,883		
	株主資本合計	61,909	79.1	64,422	80.0	64,206	78.0	
II	評価・換算差額等							
1	土地再評価 差額金	△2,170		△2,804		△2,170		
2	その他有価証券 評価差額金	1,901		1,871		2,248		
3	為替換算調整 勘定	△202		106		△137		
	評価・換算 差額等合計	△471	△0.6	△826	△1.0	△60	△0.1	
III	少数株主持分	71	0.1	86	0.1	80	0.1	
	純資産合計	61,509	78.6	63,681	79.1	64,226	78.0	
	負債純資産合計	78,303	100.0	80,540	100.0	82,316	100.0	

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
I 売上高	※ 1		31,577	100.0		32,462	100.0		65,101	100.0
II 売上原価			19,506	61.8		19,914	61.3		40,441	62.1
売上総利益			12,070	38.2		12,547	38.7		24,659	37.9
III 販売費及び 一般管理費			8,787	27.8		9,057	27.9		17,794	27.3
営業利益			3,283	10.4		3,489	10.7		6,865	10.5
IV 営業外収益										
受取利息			77			106			170	
受取配当金			85			83			173	
受取賃貸料			17			26			36	
為替差益			50			—			154	
負ののれん 償却額		3			3			7		
レバレッジドリ ース投資利益		106			—			186		
その他		18	359	1.1	36	256	0.8	59	788	1.2
V 営業外費用										
支払利息		21			27			43		
租税公課		12			9			23		
為替差損		—			57			—		
その他		24	57	0.2	40	134	0.4	43	111	0.2
経常利益			3,585	11.4		3,611	11.1		7,541	11.6
VI 特別利益										
貸倒引当金 戻入額		5			20			—		
投資有価証券 売却益		2	7	0.0	—	20	0.1	243	243	0.4
VII 特別損失										
固定資産廃棄損	※ 2	22			29			40		
投資有価証券 評価損		16	39	0.1	—	29	0.1	16	57	0.1
税金等調整前 中間(当期) 純利益			3,554	11.3		3,602	11.1		7,728	11.9
法人税、 住民税及び 事業税	※ 3	1,536			1,339			3,328		
法人税等 調整額	※ 4	△138	1,398	4.4	106	1,445	4.5	△80	3,248	5.0
少数株主利益			3			3			7	
中間(当期) 純利益			2,152	6.8		2,154	6.6		4,472	6.9

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	12,367	10,519	41,396	△2,840	61,443
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△1,596	—	△1,596
利益処分による役員賞与	—	—	△70	—	△70
中間純利益	—	—	2,152	—	2,152
自己株式の取得	—	—	—	△19	△19
自己株式の処分	—	0	—	0	0
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	0	484	△18	466
平成18年9月30日残高(百万円)	12,367	10,519	41,881	△2,859	61,909

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	土地再評価差額金	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	△2,170	2,068	△199	△302	68	61,209
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△1,596
利益処分による役員賞与	—	—	—	—	—	△70
中間純利益	—	—	—	—	—	2,152
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△19
自己株式の処分	—	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	△167	△2	△169	2	△166
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	△167	△2	△169	2	299
平成18年9月30日残高(百万円)	△2,170	1,901	△202	△471	71	61,509

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	12,367	10,519	44,201	△2,883	64,206
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△1,801	—	△1,801
連結子会社増加による減少	—	—	△109	—	△109
自己株式の取得	—	—	—	△27	△27
自己株式の処分	—	0	—	0	0
中間純利益	—	—	2,154	—	2,154
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	0	243	△27	215
平成19年9月30日残高(百万円)	12,367	10,519	44,445	△2,910	64,422

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	土地再評価 差額金	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	△2,170	2,248	△137	△60	80	64,226
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△1,801
連結子会社増加による減少	—	—	—	—	—	△109
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△27
自己株式の処分	—	—	—	—	—	0
中間純利益	—	—	—	—	—	2,154
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△633	△377	244	△766	5	△760
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△633	△377	244	△766	5	△545
平成19年9月30日残高(百万円)	△2,804	1,871	106	△826	86	63,681

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	12,367	10,519	41,396	△2,840	61,443
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△1,596	—	△1,596
利益処分による役員賞与	—	—	△70	—	△70
自己株式の取得	—	—	—	△43	△43
自己株式の処分	—	0	—	0	0
当期純利益	—	—	4,472	—	4,472
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	0	2,804	△42	2,762
平成19年3月31日残高(百万円)	12,367	10,519	44,201	△2,883	64,206

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	土地再評価 差額金	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	△2,170	2,068	△199	△302	68	61,209
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△1,596
利益処分による役員賞与	—	—	—	—	—	△70
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△43
自己株式の処分	—	—	—	—	—	0
当期純利益	—	—	—	—	—	4,472
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	179	62	241	12	254
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	179	62	241	12	3,017
平成19年3月31日残高(百万円)	△2,170	2,248	△137	△60	80	64,226

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前 中間(当期)純利益		3,554	3,602	7,728
減価償却費		1,037	1,112	2,215
負ののれん償却額		△3	△3	△7
貸倒引当金の増減額		△6	△20	△50
賞与引当金及び役員賞与 引当金の増減額		133	△226	372
退職給付引当金及び 役員退職慰労引当金の 増減額		285	△114	397
受取利息及び受取配当金		△162	△189	△344
支払利息		21	27	43
為替換算差損益		0	2	0
固定資産廃棄損		22	29	40
投資有価証券売却益		—	—	△243
投資有価証券評価損		—	—	16
売上債権の増減額		△1,335	729	△1,816
たな卸資産の増減額		562	181	△68
仕入債務の増減額		△114	△819	263
未払消費税等の増減額		103	△41	103
役員賞与		△70	—	△70
その他の資産の増減額		243	229	228
その他の負債の増減額		33	△160	119
小計		4,304	4,337	8,927
利息及び配当金の受取額		170	200	357
利息の支払額		△23	△26	△45
法人税等の支払額		△1,454	△1,999	△2,733
営業活動による キャッシュ・フロー		2,996	2,512	6,506
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券及び投資有価証券 の取得による支出		△4,224	△2,405	△7,642
有価証券及び投資有価証券 の償還及び売却による収入		3,304	1,505	5,119
有形固定資産の 取得による支出		△1,030	△1,380	△2,550
有形固定資産の 売却による収入		7	—	3

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 要約キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
貸付による支出		△71	△22	△181
貸付金の回収による収入		83	78	168
投資活動による キャッシュ・フロー		△1,931	△2,224	△5,082
Ⅲ 財務活動による キャッシュ・フロー				
借入による収入		100	—	100
借入金の返済による支出		—	△100	—
自己株式の取得による支出		△19	△27	△43
自己株式の売却による収入		0	0	0
配当金の支払額		△1,594	△1,799	△1,595
財務活動による キャッシュ・フロー		△1,512	△1,927	△1,537
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る 換算差額		△4	37	18
Ⅴ 現金及び現金同等物 の増減額		△451	△1,602	△95
Ⅵ 現金及び現金同等物 の期首残高		6,592	6,496	6,592
Ⅶ 連結子会社増加に伴う現金 及び現金同等物の増加額		—	268	—
Ⅷ 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		6,140	5,163	6,496

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 連結の範囲</p> <p>(1) 連結子会社の数 19社 主要な連結子会社の名称 マックスファスニングシステムズ(株) マックスシンワ(株) マックスサービス(株) 埼玉マックス(株)</p> <p>(2) 非連結子会社の数 8社 主要な非連結子会社名 MAX EUROPE GmbH</p> <p>連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に与える影響が軽微なためであります。</p>	<p>1 連結の範囲</p> <p>(1) 連結子会社の数 20社 主要な連結子会社の名称 マックスファスニングシステムズ(株) マックスシンワ(株) マックスサービスファクトリー(株) 埼玉マックス(株) 前連結会計年度において非連結子会社であったMAX EUROPE GmbH、MAX EUROPE B.V. 及びMAX (THAILAND) CO., LTD. は、重要性が増したことにより当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。また、群馬マックス(株)及び長野マックス(株)は、平成19年4月1日付けで、埼玉マックス(株)(存続会社)と合併致しました。その結果、連結子会社は20社となっております。 なお、マックスサービス(株)は商号をマックスサービスファクトリー(株)に変更しております。</p> <p>(2) 非連結子会社の数 5社 主要な非連結子会社名 美克司電子機械(深圳)有限公司 連結の範囲から除いた理由 同左</p>	<p>1 連結の範囲</p> <p>(1) 連結子会社の数 19社 主要な連結子会社名 マックスファスニングシステムズ(株) マックスシンワ(株) マックスサービス(株) 埼玉マックス(株)</p> <p>(2) 非連結子会社の数 8社 主要な非連結子会社名 MAX EUROPE GmbH</p> <p>連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に与える影響が軽微なためであります。</p>
<p>2 持分法の適用</p> <p>(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。持分法を適用しない理由は、いずれも小規模で、かつ全体としても中間純損益及び利益剰余金等に与える影響が軽微なためであります。</p> <p>(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 MAX EUROPE GmbH</p>	<p>2 持分法の適用</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 美克司電子機械(深圳)有限公司</p>	<p>2 持分法の適用</p> <p>(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。持分法を適用しない理由は、いずれも小規模で、かつ全体としても当期純損益及び利益剰余金等に与える影響が軽微なためであります。</p> <p>(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 MAX EUROPE GmbH</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社のうちMAX USA CORP.、MAX FASTENERS (M) SDN. BHD.、美克司香港有限公司の中間決算日は6月30日であります。中間連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社のうちMAX USA CORP.、MAX FASTENERS (M) SDN. BHD.、美克司香港有限公司、MAX EUROPE GmbH、MAX EUROPE B. V. 及びMAX (THAILAND) CO., LTD. の中間決算日は6月30日であります。中間連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうちMAX USA CORP.、MAX FASTENERS (M) SDN. BHD. 及び美克司香港有限公司の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
<p>4 会計処理基準 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 1) 有価証券 その他有価証券 (イ)時価のあるもの 中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理) なお、複合金融商品(主にクレジット・リンク債に投資している投資信託)については、複合金融商品全体を一体として時価評価しており、評価差額を中間連結損益計算書に計上しております。 (ロ)時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、売買目的有価証券及び満期保有目的の債券はありません。 2) たな卸資産 主として総平均法に基づく原価法</p>	<p>4 会計処理基準 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 1) 有価証券 その他有価証券 (イ)時価のあるもの 中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) なお、複合金融商品(主にクレジット・リンク債に投資している投資信託)については、複合金融商品全体を一体として時価評価しており、評価差額を中間連結損益計算書に計上しております。 (ロ)時価のないもの 同左 なお、売買目的有価証券及び満期保有目的の債券はありません。 2) たな卸資産 同左</p>	<p>4 会計処理基準 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 1) 有価証券 その他有価証券 (イ)時価のあるもの 連結決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理) なお、複合金融商品(主にクレジット・リンク債に投資している投資信託)については、複合金融商品全体を一体として時価評価しており、評価差額を連結損益計算書に計上しております。 (ロ)時価のないもの 同左 なお、売買目的有価証券及び満期保有目的の債券はありません。 2) たな卸資産 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>1) 有形固定資産 親会社及び国内連結子会社においては、定率法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。在外連結子会社においては見積耐用年数により実施し、償却の方法は主に定率法を採用しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>1) 有形固定資産 親会社及び国内連結子会社においては、建物(建物附属設備を除く)については、平成10年3月31日以前に取得したものは旧定率法、平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものは旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものは定額法によっております。建物以外については、平成19年3月31日以前に取得したものは旧定率法、平成19年4月1日以降に取得したものは、定率法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、在外連結子会社においては見積耐用年数により実施し、償却の方法は主に定率法を採用しております。</p> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。</p> <p>これに伴い、前中間連結会計期間と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益が42百万円、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれ46百万円、中間純利益が27百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>1) 有形固定資産 親会社及び国内連結子会社においては、定率法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。在外連結子会社においては見積耐用年数により実施し、償却の方法は主に定率法を採用しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が完了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>当該変更に伴う損益に与える影響は、前中間連結会計期間と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益が91百万円、営業利益が97百万円、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれ98百万円、中間純利益が58百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>2) 無形固定資産 親会社及び国内連結子会社においては、定額法を採用しております。なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却方法によっております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>1) 貸倒引当金 親会社及び国内連結子会社においては、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>2) 賞与引当金 親会社では、労働組合との協定に基づく支給見込額を計上しております。国内連結子会社についても支給見込額を計上しております。</p> <p>3) 役員賞与引当金 親会社及び国内連結子会社においては、役員に対する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当中間連結会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当中間連結会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年11月29日 企業会計基準 第4号)を適用しております。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ39百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>1) 貸倒引当金 同左</p> <p>2) 賞与引当金 同左</p> <p>3) 役員賞与引当金 同左</p> <hr/>	<p>2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>1) 貸倒引当金 同左</p> <p>2) 賞与引当金 同左</p> <p>3) 役員賞与引当金 親会社及び国内連結子会社においては、役員に対する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年11月29日 企業会計基準 第4号)を適用しております。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ84百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>4) 退職給付引当金 親会社及び国内連結子会社においては、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、数理計算上の差異については、発生の翌連結会計年度より5年にわたり定額法で費用処理しております。 また、過去勤務債務については、発生年度より5年にわたり定額法で費用処理しております。</p> <p>5) 役員退職慰労引当金 親会社では、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額166百万円並びに、執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額42百万円を計上しております。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(5) レバレッジドリースの会計処理 国内連結子会社においては航空機リース等を事業とする匿名組合への参加契約をしております。匿名組合への出資額は投資その他の資産の「その他」に含め、当該投資に係る利益および損失負担の累計額を流動負債の「未払金」に含めて表示しております。</p> <p>(6) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税については、税抜方式によっております。</p>	<p>4) 退職給付引当金 同左</p> <p>5) 役員退職慰労引当金 親会社では、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額163百万円並びに、執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額35百万円を計上しております。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>—————</p> <p>(5) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>4) 退職給付引当金 親会社及び国内連結子会社においては、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、数理計算上の差異については、発生の翌連結会計年度より5年にわたり定額法で費用処理しております。 また、過去勤務債務については、発生年度より5年にわたり定額法で費用処理しております。</p> <p>5) 役員退職慰労引当金 親会社では、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額182百万円並びに、執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額 37百万円を含めて計上しております。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>—————</p> <p>(5) 消費税等の会計処理 同左</p>
<p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>	<p>5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、61,438百万円であります。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正による中間連結貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 前中間連結会計期間における「資本の部」は、当中間連結会計期間から「純資産の部」となり、「純資産の部」は「株主資本」、「評価・換算差額等」、「少数株主持分」に分類して表示しております。 前中間連結会計期間において独立掲記しておりました「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」は、当中間連結会計期間においては、「株主資本」の内訳科目として表示しております。 前中間連結会計期間において「利益剰余金」の次に表示しておりました「土地再評価差額金」は、当中間連結会計期間から、「評価・換算差額等」の内訳科目として表示しております。 前中間連結会計期間において「利益剰余金」の次に表示しておりました「その他有価証券評価差額金」は、当中間連結会計期間から、「評価・換算差額等」の内訳科目として表示しております。 	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、64,145百万円であります。</p> <p>連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>5 前中間連結会計期間において「利益剰余金」の次に表示しておりました「為替換算調整勘定」は、当中間連結会計期間から、「評価・換算差額等」の内訳科目として表示しております。</p> <p>6 前中間連結会計期間において「負債の部」の次に表示しておりました「少数株主持分」は、当中間連結会計期間から「純資産の部」の内訳科目として独立掲記しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当中間連結会計期間から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、中間連結財務諸表規則の改正による中間連結貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりであります。前中間連結会計期間において資本に対する控除項目として「資本の部」の末尾に表示しておりました「自己株式」は、当中間連結会計期間から「株主資本」に対する控除項目として「株主資本」の末尾に表示しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当連結会計年度から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)
(中間連結貸借対照表) 「連結調整勘定」は、当中間連結会計期間から「負ののれん」として表示しております。	—————
(中間連結損益計算書) 「連結調整勘定償却額」は、当中間連結会計期間から「負ののれん償却額」として表示しております。	—————
(中間連結キャッシュ・フロー計算書) 「連結調整勘定償却額」は、当中間連結会計期間から「負ののれん償却額」として表示しております。	—————

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年 9月 30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年 9月 30日)	前連結会計年度末 (平成19年 3月 31日)
1 ※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 36,928百万円	1 ※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 38,779百万円	1 ※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 37,964百万円
2 保証債務 連結子会社以外の会社の銀行借入等に対して次の通り債務保証を行っております。 外貨額 円貨額 美克司電子 銀行 HK\$ 66百万円 機械(深圳) 取引 4,400千 有限公司 保証 リース RMB 12 取引 833千 保証	2 保証債務 連結子会社以外の会社の銀行借入等に対して次の通り債務保証を行っております。 外貨額 円貨額 美克司電子 銀行 HK\$ 65百万円 機械(深圳) 取引 4,400千 有限公司 保証 リース RMB 9 取引 573千 保証	2 保証債務 連結子会社以外の会社の銀行借入等に対して次の通り債務保証を行っております。 外貨額 円貨額 美克司電子 銀行 HK\$ 66百万円 機械(深圳) 取引 4,400千 有限公司 保証 リース RMB 10 取引 707千 保証 MAX (THAILAND) 銀行 THB 62 CO., LTD 取引 17,000千 保証
3 ※ 2 手形割引高 百万円 受取手形割引高 776 輸出手形割引高 98	3 ※ 2 手形割引高 百万円 受取手形割引高 772 輸出手形割引高 97	3 ※ 2 手形割引高 百万円 受取手形割引高 821 輸出手形割引高 142
4 ※ 3 中間連結会計期間末日満期手形の処理 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当中間連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が、中間連結会計期間末残高に含まれております。 百万円 受取手形 135 割引手形 325	4 ※ 3 中間連結会計期間末日満期手形の処理 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当中間連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が、中間連結会計期間末残高に含まれております。 百万円 受取手形 123 割引手形 321	4 ※ 3 連結会計年度末日満期手形の処理 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が、連結会計年度末残高に含まれております。 百万円 受取手形 162 割引手形 370

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>給料 2,533</p> <p>荷造発送費 881</p> <p>販促費 765</p> <p>減価償却費 162</p> <p>賞与引当金繰入額 1,004</p> <p>役員賞与引当金繰入額 39</p> <p>退職給付費用 522</p> <p>役員退職慰労引当金繰入額 24</p>	<p>1※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>給料 2,584</p> <p>荷造発送費 892</p> <p>販促費 806</p> <p>減価償却費 196</p> <p>賞与引当金繰入額 1,054</p> <p>役員賞与引当金繰入額 34</p> <p>退職給付費用 366</p> <p>役員退職慰労引当金繰入額 24</p>	<p>1※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>給料 5,044</p> <p>荷造発送費 1,784</p> <p>販促費 1,558</p> <p>減価償却費 343</p> <p>賞与引当金繰入額 1,179</p> <p>役員賞与引当金繰入額 84</p> <p>退職給付費用 1,026</p> <p>役員退職慰労引当金繰入額 49</p>
<p>2※2 固定資産廃棄損</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>建物及び構築物 7</p> <p>機械装置及び運搬具 10</p> <p>解体費用 1</p> <p>工器具備品他 3</p> <p>合計 22</p>	<p>2※2 固定資産廃棄損</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>建物及び構築物 6</p> <p>機械装置及び運搬具 17</p> <p>解体費用 1</p> <p>工器具備品他 4</p> <p>合計 29</p>	<p>2※2 固定資産廃棄損</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>建物及び構築物 8</p> <p>機械装置及び運搬具 18</p> <p>解体費用 0</p> <p>工器具備品他 12</p> <p>合計 40</p>
<p>3※3※4 法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額</p> <p>当中間連結会計期間に係る「法人税、住民税及び事業税」並びに「法人税等調整額」は、当期において予定している償却資産圧縮積立金の取崩しを前提として当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p>	<p>3※3※4 法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額</p> <p>同左</p>	<p>—————</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	54,761	—	—	54,761

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	3,259	11	0	3,271

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 11千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の市場への処分による減少 0千株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,596	31	平成18年3月31日	平成18年6月30日

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	54,761	—	—	54,761

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	3,284	15	0	3,300

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 15千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の市場への処分による減少 0千株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,801	35	平成19年3月31日	平成19年6月29日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	54,761	—	—	54,761

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	3,259	25	0	3,284

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 25千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の市場への処分による減少 0千株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,596	31	平成18年3月31日	平成18年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,801	35	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成18年9月30日現在	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年9月30日現在	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年3月31日現在
百万円	百万円	百万円
現金及び預金勘定 6,140	現金及び預金勘定 5,163	現金及び預金勘定 6,496
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 —	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 —	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 —
現金及び現金同等物 6,140	現金及び現金同等物 5,163	現金及び現金同等物 6,496

[前へ](#) [次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																																
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置 及び 運搬具 (百万円)</th> <th>工具器具 備品 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>575</td> <td>333</td> <td>908</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>296</td> <td>190</td> <td>486</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>278</td> <td>143</td> <td>421</td> </tr> </tbody> </table>		機械装置 及び 運搬具 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	575	333	908	減価償却累計額相当額	296	190	486	中間期末残高相当額	278	143	421	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置 及び 運搬具 (百万円)</th> <th>工具器具 備品 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>645</td> <td>436</td> <td>1,082</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>331</td> <td>222</td> <td>553</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>314</td> <td>213</td> <td>528</td> </tr> </tbody> </table>		機械装置 及び 運搬具 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	645	436	1,082	減価償却累計額相当額	331	222	553	中間期末残高相当額	314	213	528	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置 及び 運搬具 (百万円)</th> <th>工具器具 備品 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>532</td> <td>381</td> <td>913</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>268</td> <td>195</td> <td>464</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>263</td> <td>185</td> <td>448</td> </tr> </tbody> </table>		機械装置 及び 運搬具 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	532	381	913	減価償却累計額相当額	268	195	464	期末残高相当額	263	185	448
	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)	合計 (百万円)																																															
取得価額相当額	575	333	908																																															
減価償却累計額相当額	296	190	486																																															
中間期末残高相当額	278	143	421																																															
	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)	合計 (百万円)																																															
取得価額相当額	645	436	1,082																																															
減価償却累計額相当額	331	222	553																																															
中間期末残高相当額	314	213	528																																															
	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)	合計 (百万円)																																															
取得価額相当額	532	381	913																																															
減価償却累計額相当額	268	195	464																																															
期末残高相当額	263	185	448																																															
<p>なお、取得価額相当額は、有形固定資産の中間期末残高等に占める未経過リース料中間期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	<p>なお、取得価額相当額は、有形固定資産の中間期末残高等に占める未経過リース料中間期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	<p>なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>																																																
2 未経過リース料中間期末残高相当額	2 未経過リース料中間期末残高相当額	2 未経過リース料期末残高相当額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>183</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>238</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>421</td> </tr> </tbody> </table>		百万円	1年内	183	1年超	238	合計	421	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>226</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>302</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>528</td> </tr> </tbody> </table>		百万円	1年内	226	1年超	302	合計	528	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>186</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>262</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>448</td> </tr> </tbody> </table>		百万円	1年内	186	1年超	262	合計	448																								
	百万円																																																	
1年内	183																																																	
1年超	238																																																	
合計	421																																																	
	百万円																																																	
1年内	226																																																	
1年超	302																																																	
合計	528																																																	
	百万円																																																	
1年内	186																																																	
1年超	262																																																	
合計	448																																																	
<p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、有形固定資産の中間期末残高等に占める未経過リース料中間期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	<p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、有形固定資産の中間期末残高等に占める未経過リース料中間期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	<p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>																																																
3 支払リース料及び減価償却費相当額	3 支払リース料及び減価償却費相当額	3 支払リース料及び減価償却費相当額																																																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>115百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>115</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	115百万円	減価償却費相当額	115	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>145百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>145</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	145百万円	減価償却費相当額	145	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>222百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>222</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	222百万円	減価償却費相当額	222																																				
支払リース料	115百万円																																																	
減価償却費相当額	115																																																	
支払リース料	145百万円																																																	
減価償却費相当額	145																																																	
支払リース料	222百万円																																																	
減価償却費相当額	222																																																	
4 減価償却費相当額の算定方法	4 減価償却費相当額の算定方法	4 減価償却費相当額の算定方法																																																
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左	同左																																																

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	4,565	7,790	3,224
(2) 債券	14,935	14,892	△43
(3) その他	301	307	6
合計	19,801	22,990	3,188

(注) 1 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当中間連結会計期間において減損処理を行い、投資有価証券評価損16百万円を計上しております。

2 「その他」の中には、主にクレジット・リンク債に投資している投資信託(取得価額100百万円、時価100百万円、損益処理した差額0百万円)が含まれております。

2 時価のない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

区分	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
(1) 子会社株式及び関連会社株式	
①子会社株式	935
②関連会社株式	45
小計	980
(2) その他有価証券	
①非上場株式	1,387
②債券	5
③MMF	0
④優先出資証券	5
小計	1,397
合計	2,378

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	5,116	8,089	2,973
(2) 債券	17,208	17,177	△31
(3) その他	200	199	△0
合計	22,525	25,467	2,941

(注) 1 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2 「その他」の中には、主にクレジット・リンク債に投資している投資信託(取得価額100百万円、時価100百万円、損益処理した差額0百万円)が含まれております。

2 時価のない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

区分	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
(1) 子会社株式及び関連会社株式	
①子会社株式	200
②関連会社株式	45
小計	245
(2) その他有価証券	
①非上場株式	1,387
②債券	5
③MMF	0
④優先出資証券	5
小計	1,397
合計	1,643

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	5,114	8,722	3,608
(2) 債券	16,319	16,285	△34
(3) その他	200	199	△0
合計	21,634	25,207	3,573

(注) 1 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損16百万円を計上しております。

2 「その他」の中には、主にクレジット・リンク債に投資している投資信託(取得価額100百万円、時価100百万円、損益処理した差額0百万円)が含まれております。

2 時価のない有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
(1) 子会社株式及び関連会社株式	
①子会社株式	940
②関連会社株式	45
小計	986
(2) その他有価証券	
①非上場株式	1,387
②債券	5
③MMF	0
④優先出資証券	5
小計	1,397
合計	2,383

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

デリバティブ取引を利用しておりませんので該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

デリバティブ取引を利用しておりませんので該当事項はありません。

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

デリバティブ取引を利用しておりませんので該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

該当事項はありません。

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	オフィス機器 (百万円)	インダスト リアル機器 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	11,534	20,042	31,577	—	31,577
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	11,534	20,042	31,577	—	31,577
営業費用	8,961	19,331	28,293	—	28,293
営業利益	2,572	711	3,283	—	3,283

(注) 1 事業区分の方法

当グループの事業区分の方法は、製品系列により行っております。

2 各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
オフィス機器	オートステーブラ、ホッチキス、ホッチキス針、ナンバリング、パンチ、スタンプ台、朱肉、タイムレコーダ、チェックライタ、カッティングマシン、プリンティングマシン、ラベルプリンタ、カードプリンタ、チューブマーカ、筆耕ソフト、筆耕マシン、平行定規、プロッタなど
インダストリアル機器	釘打機、ガンタッカ、システム釘打機、ねじ締め機、ねじ打機、れんねじ機、各種ステーブル・ネイル・ねじ、エアコンプレッサ、鉄筋結束機、コンクリート用ピン打機、ガスネイラ、ハンマドリル、振動ドリル、野菜結束機、誘引結束機、袋とじ機、浴室暖房・換気・乾燥機、全熱交換型全館24時間換気システム、床暖房システム、ディスプレイ・システム、住宅用火災警報器など

- 3 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 3) 役員賞与引当金(会計方針の変更)」に記載の通り、当中間連結会計期間から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当中間連結会計期間における営業費用は「オフィス機器」が14百万円、「インダストリアル機器」が24百万円増加し、営業利益がそれぞれ同額減少しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	オフィス機器 (百万円)	インダスト リアル機器 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	11,982	20,479	32,462	—	32,462
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	11,982	20,479	32,462	—	32,462
営業費用	8,952	20,019	28,972	—	28,972
営業利益	3,029	459	3,489	—	3,489

(注) 1 事業区分の方法

当グループの事業区分の方法は、製品系列により行っております。

2 各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
オフィス機器	オートステーブラ、ホッチキス、ホッチキス針、ナンバリング、パンチ、スタンプ台、朱肉、タイムレコーダ、チェックライタ、カッティングマシン、プリンティングマシン、ラベルプリンタ、カードプリンタ、チューブマーカ、筆耕ソフト、筆耕マシン、平行定規、プロッタなど
インダストリアル機器	釘打機、ガンタッカ、システム釘打機、ねじ締め機、ねじ打機、れんねじ機、各種ステーブル・ネイル・ねじ、エアコンプレッサ、鉄筋結束機、コンクリート用ピン打機、ガスネイラ、ハンマドリル、振動ドリル、野菜結束機、誘引結束機、袋とじ機、浴室暖房・換気・乾燥機、全熱交換型全館24時間換気システム、床暖房システム、ディスプレイ・システム、住宅用火災警報器など

- 3 当中間連結会計期間から、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当中間連結会計期間における営業費用は「オフィス機器」が17百万円、「インダストリアル機器」が29百万円増加し、営業利益がそれぞれ同額減少しております。

なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が完了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当中間連結会計期間における営業費用は「オフィス機器」が35百万円、「インダストリアル機器」が62百万円増加し、営業利益がそれぞれ同額減少しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	オフィス機器 (百万円)	インダスト リアル機器 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	23,455	41,645	65,101	—	65,101
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	23,455	41,645	65,101	—	65,101
営業費用	18,185	40,050	58,235	—	58,235
営業利益	5,270	1,595	6,865	—	6,865

(注) 1 事業区分の方法

当グループの事業区分の方法は、製品系列により行っております。

2 各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
オフィス機器	オートステーブラ、ホッチキス、ホッチキス針、ナンバリング、パンチ、スタンプ台、朱肉、タイムレコーダ、チェックライタ、カッティングマシン、プリンティングマシン、ラベルプリンタ、カードプリンタ、チューブマーカ、筆耕ソフト、筆耕マシン、平行定規、プロッタなど
インダストリアル機器	釘打機、ガンタッカ、システム釘打機、ねじ締め機、ねじ打機、れんねじ機、各種ステーブル・ネイル・ねじ、エアコンプレッサ、鉄筋結束機、コンクリート用ピン打機、ガスネイラ、ハンマドリル、振動ドリル、野菜結束機、誘引結束機、袋とじ機、浴室暖房・換気・乾燥機、全熱交換型全館24時間換気システム、床暖房システム、ディスポーザ・システム、住宅用火災警報器など

3 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 3) 役員賞与引当金(会計方針の変更)」に記載の通り、当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度における営業費用は「オフィス機器」が32百万円、「インダストリアル機器」が51百万円増加し、営業利益がそれぞれ同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	28,168	4,293	32,462	—	32,462
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,358	1,940	5,298	(5,298)	—
計	31,526	6,233	37,760	(5,298)	32,462
営業費用	28,395	5,875	34,270	(5,298)	28,972
営業利益	3,131	357	3,489		3,489

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

その他の地域 …… 米国、マレーシア、シンガポール、香港、タイ、ドイツ、オランダ

3 当中間連結会計期間から、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当中間連結会計期間における「日本」の営業費用が46百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が完了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当中間連結会計期間における「日本」の営業費用が97百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	北米・中南米	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	2,407	3,150	2,505	8,062
II 連結売上高(百万円)				31,577
III 海外売上高の連結売上高に占める割合(%)	7.6	10.0	7.9	25.5

(注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

3 各区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。

北米・中南米 …… 米国、カナダ

アジア …… マレーシア、シンガポール

その他の地域 …… ヨーロッパ

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	北米・中南米	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	2,521	3,838	2,926	9,287
II 連結売上高(百万円)				32,462
III 海外売上高の連結売上高に占める割合(%)	7.8	11.8	9.0	28.6

(注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

3 各区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。

北米・中南米 …… 米国、カナダ

アジア …… マレーシア、シンガポール

その他の地域 …… ヨーロッパ

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	北米・中南米	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	4,631	6,510	5,124	16,266
II 連結売上高(百万円)				65,101
III 海外売上高の連結売上高に占める割合(%)	7.1	10.0	7.8	25.0

(注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

3 各区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。

北米・中南米 …… 米国、カナダ

アジア …… マレーシア、シンガポール

その他の地域 …… ヨーロッパ

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 1,193円19銭	1株当たり純資産額 1,235円78銭	1株当たり純資産額 1,246円11銭
1株当たり中間純利益 41円79銭	1株当たり中間純利益 41円85銭	1株当たり当期純利益 86円86銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
中間連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	61,509	63,681	64,226
普通株式に係る純資産額(百万円)	61,438	63,595	64,145
差額の主な内訳(百万円) 少数株主持分	71	86	80
普通株式の発行済株式数(千株)	54,761	54,761	54,761
普通株式の自己株式数(千株)	3,271	3,300	3,284
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	51,490	51,461	51,476

2 1株当たり中間(当期)純利益

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間連結損益計算書上の中間(当期)純利益(百万円)	2,152	2,154	4,472
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	2,152	2,154	4,472
普通株式の期中平均株式数(千株)	51,495	51,469	51,488

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
現金及び預金		4,993		3,704		5,427	
受取手形	※2, 3	2,741		2,441		2,980	
売掛金		13,560		13,949		13,714	
有価証券		2,906		5,700		4,908	
たな卸資産		5,161		5,119		5,601	
その他		1,592		1,780		1,799	
貸倒引当金		△26		△5		△27	
流動資産合計			30,930 40.1		32,690 41.5		34,404 42.5
II 固定資産							
有形固定資産	※1						
建物		4,294		4,846		4,134	
機械及び装置		2,346		2,365		2,266	
土地		6,426		6,426		6,426	
建設仮勘定		813		758		1,663	
その他		2,063		1,893		1,775	
有形固定 資産合計		15,944		16,290		16,267	
無形固定資産		245		217		218	
投資その他の資産							
投資有価証券		25,718		25,412		25,932	
長期貸付金		1,082		997		1,078	
その他		3,327		3,189		3,063	
貸倒引当金		△61		△16		△16	
投資その他の 資産合計		30,065		29,583		30,059	
固定資産合計			46,255 59.9		46,091 58.5		46,544 57.5
資産合計			77,186 100.0		78,782 100.0		80,949 100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
買掛金		4,208		3,992		4,476	
短期借入金		2,050		2,100		2,150	
未払法人税		1,486		1,254		1,988	
賞与引当金		1,167		1,194		1,326	
役員賞与引当金		39		34		84	
その他		3,805		3,516		3,938	
流動負債合計			12,757 16.5		12,091 15.3		13,965 17.3
II 固定負債							
長期借入金		150		—		50	
退職給付引当金		3,497		3,467		3,588	
役員退職慰労 引当金		208		198		219	
その他		147		797		136	
固定負債合計			4,003 5.2		4,463 5.7		3,994 4.9
負債合計			16,761 21.7		16,554 21.0		17,959 22.2

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		12,367	16.0	12,367	15.7	12,367	15.3
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		10,517		10,517		10,517	
(2) その他資本 剰余金		1		1		1	
資本剰余金合計		10,519	13.6	10,519	13.4	10,519	13.0
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		3,091		3,091		3,091	
(2) その他利益 剰余金							
土地圧縮 積立金		111		111		111	
償却資産圧縮 積立金		80		76		76	
別途積立金		33,470		35,770		33,470	
繰越利益 剰余金		3,931		4,144		6,176	
利益剰余金合計		40,685	52.7	43,194	54.8	42,926	53.0
4 自己株式		△2,859	△3.7	△2,910	△3.7	△2,883	△3.6
株主資本合計		60,713	78.7	63,171	80.2	62,931	77.7
II 評価・換算差額等							
1 土地再評価 差額金		△2,170		△2,804		△2,170	
2 その他有価証券 評価差額金		1,882		1,860		2,228	
評価・換算 差額等合計		△288	△0.4	△943	△1.2	58	0.1
純資産合計		60,425	78.3	62,227	79.0	62,989	77.8
負債純資産合計		77,186	100.0	78,782	100.0	80,949	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			31,260	100.0		32,032	100.0		64,256	100.0
II 売上原価			19,772	63.3		20,287	63.3		40,682	63.3
売上総利益			11,487	36.7		11,745	36.7		23,574	36.7
III 販売費及び 一般管理費			8,352	26.7		8,412	26.3		16,868	26.3
営業利益			3,134	10.0		3,332	10.4		6,706	10.4
IV 営業外収益										
受取利息		23			29			50		
有価証券利息		48			68			105		
その他		219	291	0.9	177	274	0.9	488	644	1.0
V 営業外費用										
支払利息		22			28			47		
その他		45	68	0.2	95	123	0.4	84	131	0.2
経常利益			3,357	10.7		3,483	10.9		7,218	11.2
VI 特別利益	※1		7	0.0		21	0.1		243	0.4
VII 特別損失	※2		33	0.1		19	0.1		44	0.1
税引前中間(当期) 純利益			3,332	10.7		3,485	10.9		7,417	11.5
法人税、 住民税 及び事業税	※3	1,478			1,277			3,209		
法人税等 調整額	※4	△147	1,331	4.3	138	1,416	4.4	△34	3,175	4.9
中間(当期)純利益			2,001	6.4		2,069	6.5		4,242	6.6

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	12,367	10,517	1	10,519
中間会計期間中の変動額				
自己株式の処分	—	—	0	0
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	0	0
平成18年9月30日残高(百万円)	12,367	10,517	1	10,519

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	利益剰余金						利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計			
		土地圧縮積立金	償却資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日残高(百万円)	3,091	111	84	32,970	4,093	40,351	△2,840	60,398	
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,596	△1,596	—	△1,596	
利益処分による役員賞与	—	—	—	—	△70	△70	—	△70	
利益処分による償却資産圧縮積立金の取崩額	—	—	△4	—	4	—	—	—	
利益処分による別途積立金の積立金	—	—	—	500	△500	—	—	—	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△19	△19	
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	0	0	
中間純利益	—	—	—	—	2,001	2,001	—	2,001	
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	△4	500	△162	333	△18	315	
平成18年9月30日残高(百万円)	3,091	111	80	33,470	3,931	40,685	△2,859	60,713	

	評価・換算差額等			純資産合計
	土地再評価差額金	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	△2,170	2,046	△124	60,274
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△1,596
利益処分による役員賞与	—	—	—	△70
利益処分による償却資産圧縮積立金の取崩額	—	—	—	—
利益処分による別途積立金の積立金	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△19
自己株式の処分	—	—	—	0
中間純利益	—	—	—	2,001
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	—	△163	△163	△163
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	△163	△163	151
平成18年9月30日残高(百万円)	△2,170	1,882	△288	60,425

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高(百万円)	12,367	10,517	1	10,519
中間会計期間中の変動額				
自己株式の処分	—	—	0	0
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	0	0
平成19年9月30日残高(百万円)	12,367	10,517	1	10,519

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	利益剰余金								
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計			
		土地圧縮積立金	償却資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成19年3月31日残高(百万円)	3,091	111	76	33,470	6,176	42,926	△2,883	62,931	
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,801	△1,801	—	△1,801	
別途積立金の積立	—	—	—	2,300	△2,300	—	—	—	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△27	△27	
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	0	0	
中間純利益	—	—	—	—	2,069	2,069	—	2,069	
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	—	2,300	△2,302	267	△27	240	
平成19年9月30日残高(百万円)	3,091	111	76	35,770	4,144	43,194	△2,910	63,171	

	評価・換算差額等			純資産合計
	土地再評価差額金	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	△2,170	2,228	58	62,989
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△1,801
別途積立金の積立	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△27
自己株式の処分	—	—	—	0
中間純利益	—	—	—	2,069
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△633	△368	△1,002	△1,002
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△633	△368	△1,002	△761
平成19年9月30日残高(百万円)	△2,804	1,860	△943	62,227

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	12,367	10,517	1	10,519
事業年度中の変動額				
自己株式の処分	—	—	0	0
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	0	0
平成19年3月31日残高(百万円)	12,367	10,517	1	10,519

	株主資本							
	利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金						
	土地圧縮積立金	償却資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日残高(百万円)	3,091	111	84	32,970	4,093	40,351	△2,840	60,398
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,596	△1,596	—	△1,596
利益処分による役員賞与	—	—	—	—	△70	△70	—	△70
利益処分による償却資産圧縮積立金の取崩額	—	—	△8	—	8	—	—	—
利益処分による別途積立金の積立金	—	—	—	500	△500	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△43	△43
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	0	0
当期純利益	—	—	—	—	4,242	4,242	—	4,242
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	△8	500	2,083	2,574	△42	2,532
平成19年3月31日残高(百万円)	3,091	111	76	33,470	6,176	42,926	△2,883	62,931

	評価・換算差額等			純資産合計
	土地再評価差額金	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	△2,170	2,046	△124	60,274
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△1,596
利益処分による役員賞与	—	—	—	△70
利益処分による償却資産圧縮積立金の取崩額	—	—	—	—
利益処分による別途積立金の積立金	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△43
自己株式の処分	—	—	—	0
当期純利益	—	—	—	4,242
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	182	182	182
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	182	182	2,715
平成19年3月31日残高(百万円)	△2,170	2,228	58	62,989

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) たな卸資産 商品・製品・原材料・仕掛品 総平均法による原価法</p> <p>(2) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価のあるもの 中間会計期間末日の市場 価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産 直入法により処理) <p>なお、複合金融商品(主 にクレジット・リンク債 に投資している投資信 託)については、複合金 融商品全体を一体とし て時価評価しており、評価 差額を中間損益計算書に 計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価のないもの 移動平均法による原価法 <p>なお、売買目的有価証券及び 満期保有目的の債券はありま せん。</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、耐用年数及び残存価額 については、法人税法に規定 する方法と同一の基準によっ ております。ただし、平成10 年4月1日以降に取得した建 物(建物附属設備を除く)につ いては、法人税法に基づく定 額法を採用しております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) たな卸資産 同左</p> <p>(2) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価のあるもの 中間会計期間末日の市場 価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売 却原価は移動平均法によ り算定) <p>なお、複合金融商品(主 にクレジット・リンク債 に投資している投資信 託)については、複合金 融商品全体を一体とし て時価評価しており、評価 差額を中間損益計算書に 計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価のないもの 同左 <p>なお、売買目的有価証券及び 満期保有目的の債券はありま せん。</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 建物(建物附属設備を除く) については、平成10年3月31 日以前に取得したものは旧定 率法、平成10年4月1日から平 成19年3月31日までに取得し たものは旧定額法、平成19年 4月1日以降に取得したもの については定額法によってお ります。建物以外について は、平成19年3月31日以前に 所得したものは旧定率法、平 成19年4月1日以降に取得し たものは、定率法によってお ります。なお、耐用年数及び 残存価額については、法人税 法に規定する方法と同一の基 準によっております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) たな卸資産 同左</p> <p>(2) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価のあるもの 期末日の市場価格等に基 づく時価法(評価差額は 全部純資産直入法により 処理) <p>なお、複合金融商品(主 にクレジット・リンク債 に投資している投資信 託)については、複合金 融商品全体を一体とし て時価評価しており、評価 差額を損益計算書に計上 しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価のないもの 同左 <p>なお、売買目的有価証券及び 満期保有目的の債券はありま せん。</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、耐用年数及び残存価額 については、法人税法に規定 する方法と同一の基準によっ ております。ただし、平成10 年4月1日以降に取得した建 物(建物附属設備を除く)につ いては、法人税法に基づく定 額法を採用しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。</p> <p>これに伴い、前中間会計期間と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益が41百万円、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益がそれぞれ44百万円、中間純利益が26百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が完了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>当該変更に伴う損益に与える影響は、前中間会計期間と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益が84百万円、営業利益が89百万円、経常利益及び税引前中間純利益がそれぞれ90百万円、中間純利益が53百万円減少しております。</p>	

[次へ](#)

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、償却年数については、 法人税法に規定する方法と同一の 基準によっております。 ただし、自社利用のソフトウェア については社内における見込利用 可能期間(5年)に基づく定額法、 市場販売目的のソフトウェア については見込販売数量に基づく 償却方法によっております。</p> <p>(3) 長期前払費用 均等償却によっております。</p> <p>(4) 賃貸建物 定率法を採用しております。 ただし、平成10年 4月 1日以降に 取得した建物(建物附属設備を除く) については定額法を採用しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p> <p>(4) 賃貸建物 定率法を採用しております。 ただし、平成10年 4月 1日以降に 取得した建物(建物附属設備を除く) については定額法を採用しております。</p>
<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備える ため、一般債権については貸倒実績 率により、また破産更生債権等 については個別に回収可能性を 勘案し、回収不能見込額を計上 しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与にあ てると、労働組合との間に締結さ れた協定書の支給基準による支 給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に充てる ため、当事業年度における支給 見込額に基づき、当中間会計期 間に見合う分を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当中間会計期間より、「役員賞与に 関する会計基準」(企業会計基準 委員会 平成17年11月29日 企 業会計基準委員会 第4号)を適 用しております。これにより、営 業利益、経常利益及び税引前中 間純利益は、それぞれ39百万円 減少しております。</p>	<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p>	<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に充 てるため、当事業年度におけ る支給見込額を計上して おります。</p> <p>(会計方針の変更) 当事業年度より、「役員賞与に 関する会計基準」(企業会計 基準委員会 平成17年11月 29日 企業会計基準委員会 第4号)を適用して おります。これにより、営業利 益、経常利益及び税引前当期 純利益は、それぞれ84百万円 減少しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、数理計算上の差異については、発生の翌事業年度より5年間にわたり定額法で費用処理しております。 また、過去勤務債務については、発生年度より5年にわたり定額法で費用処理しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額166百万円、並びに、執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額42百万円を計上しております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額163百万円、並びに、執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額35百万円を計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、数理計算上の差異については、発生の翌事業年度より5年間にわたり定額法で費用処理しております。 また、過去勤務債務については、発生年度より5年にわたり定額法で費用処理しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額182百万円並びに、執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額37百万円を計上しております。</p>
<p>4 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>4 リース取引の処理方法 同左</p>	<p>4 リース取引の処理方法 同左</p>
<p>5 その他 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 なお、中間貸借対照表上「仮受消費税等」と「仮払消費税等」を相殺のうえ、流動負債「その他」に含めて計上しております。</p>	<p>5 その他 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>5 その他 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>

[次へ](#)

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、60,425百万円であります。</p> <p>中間財務諸表等規則の改正による中間貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前中間会計期間における「資本の部」は、当中間会計期間から「純資産の部」となり、「純資産の部」は「株主資本」、「評価・換算差額等」に分類して表示しております。 2 前中間会計期間において独立掲記しておりました「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」は、当中間会計期間においては、「株主資本」の内訳科目として表示しております。 3 前中間会計期間において「利益剰余金」の内訳科目として表示しておりました「任意積立金」は、当中間会計期間から「その他利益剰余金」の内訳科目として表示しております。なお、本改正により従来の「任意積立金」の区分は廃止されております。 	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、62,989百万円であります。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>4 前中間会計期間において「利益剰余金」の内訳科目として表示しておりました「中間未処分利益」は、当中間会計期間から「その他利益剰余金」の内訳科目である「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>5 前中間会計期間において「利益剰余金」の次に表示しておりました「土地評価差額金」は、当中間会計期間から、「評価・換算差額等」の内訳科目として表示しております。</p> <p>6 前中間会計期間において「利益剰余金」の次に表示しておりました「その他有価証券評価差額金」は、当中間会計期間から、「評価・換算差額等」の内訳科目として表示しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当中間会計期間から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年 8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年 8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正による中間貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりであります。前中間会計期間において資本に対する控除項目として「資本の部」の末尾に表示しておりました「自己株式」は、当中間会計期間から「株主資本」に対する控除項目として、「株主資本」の末尾に表示しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当事業年度から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年 8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年 8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																																												
<p>1 ※ 1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">31,787百万円</p>	<p>1 ※ 1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">35,340百万円</p>	<p>1 ※ 1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">32,693百万円</p>																																												
<p>2 保証債務</p> <p>下記の関係会社の銀行取引に対して債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>銀行取引保証</th> <th>外貨額</th> <th>円貨額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MAX FASTENERS (M) SDN. BHD.</td> <td>MAR</td> <td>1,200千</td> <td>38百万円</td> </tr> <tr> <td>美克司電子機械(深圳)有限公司</td> <td>銀行取引保証</td> <td>HK\$ 4,400千</td> <td>66</td> </tr> </tbody> </table>		銀行取引保証	外貨額	円貨額	MAX FASTENERS (M) SDN. BHD.	MAR	1,200千	38百万円	美克司電子機械(深圳)有限公司	銀行取引保証	HK\$ 4,400千	66	<p>2 保証債務</p> <p>下記の関係会社の銀行取引に対して債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>銀行取引保証</th> <th>外貨額</th> <th>円貨額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MAX FASTENERS (M) SDN. BHD.</td> <td>MAR</td> <td>1,200千</td> <td>40百万円</td> </tr> <tr> <td>美克司電子機械(深圳)有限公司</td> <td>銀行取引保証</td> <td>HK\$ 4,400千</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>MAX (THAILAND) CO., LTD</td> <td>銀行取引保証</td> <td>THB 17,000千</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table>		銀行取引保証	外貨額	円貨額	MAX FASTENERS (M) SDN. BHD.	MAR	1,200千	40百万円	美克司電子機械(深圳)有限公司	銀行取引保証	HK\$ 4,400千	65	MAX (THAILAND) CO., LTD	銀行取引保証	THB 17,000千	62	<p>2 保証債務</p> <p>下記の関係会社の銀行取引に対して債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>銀行取引保証</th> <th>外貨額</th> <th>円貨額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MAX FASTENERS (M) SDN. BHD.</td> <td>MAR</td> <td>1,200千</td> <td>41百万円</td> </tr> <tr> <td>美克司電子機械(深圳)有限公司</td> <td>銀行取引保証</td> <td>HK\$ 4,400千</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>MAX (THAILAND) CO., LTD</td> <td>銀行取引保証</td> <td>THB 17,000千</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table>		銀行取引保証	外貨額	円貨額	MAX FASTENERS (M) SDN. BHD.	MAR	1,200千	41百万円	美克司電子機械(深圳)有限公司	銀行取引保証	HK\$ 4,400千	66	MAX (THAILAND) CO., LTD	銀行取引保証	THB 17,000千	62
	銀行取引保証	外貨額	円貨額																																											
MAX FASTENERS (M) SDN. BHD.	MAR	1,200千	38百万円																																											
美克司電子機械(深圳)有限公司	銀行取引保証	HK\$ 4,400千	66																																											
	銀行取引保証	外貨額	円貨額																																											
MAX FASTENERS (M) SDN. BHD.	MAR	1,200千	40百万円																																											
美克司電子機械(深圳)有限公司	銀行取引保証	HK\$ 4,400千	65																																											
MAX (THAILAND) CO., LTD	銀行取引保証	THB 17,000千	62																																											
	銀行取引保証	外貨額	円貨額																																											
MAX FASTENERS (M) SDN. BHD.	MAR	1,200千	41百万円																																											
美克司電子機械(深圳)有限公司	銀行取引保証	HK\$ 4,400千	66																																											
MAX (THAILAND) CO., LTD	銀行取引保証	THB 17,000千	62																																											
<p>3 ※ 2 手形割引高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>受取手形割引高</td> <td style="text-align: right;">776百万円</td> </tr> <tr> <td>輸出手形割引高</td> <td style="text-align: right;">98</td> </tr> </tbody> </table>	受取手形割引高	776百万円	輸出手形割引高	98	<p>3 ※ 2 手形割引高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>受取手形割引高</td> <td style="text-align: right;">772百万円</td> </tr> <tr> <td>輸出手形割引高</td> <td style="text-align: right;">97</td> </tr> </tbody> </table>	受取手形割引高	772百万円	輸出手形割引高	97	<p>3 ※ 2 手形割引高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>受取手形割引高</td> <td style="text-align: right;">821百万円</td> </tr> <tr> <td>輸出手形割引高</td> <td style="text-align: right;">142</td> </tr> </tbody> </table>	受取手形割引高	821百万円	輸出手形割引高	142																																
受取手形割引高	776百万円																																													
輸出手形割引高	98																																													
受取手形割引高	772百万円																																													
輸出手形割引高	97																																													
受取手形割引高	821百万円																																													
輸出手形割引高	142																																													
<p>4 ※ 3 中間会計期間末日満期手形の処理</p> <p>中間会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の中間会計期間末日満期手形が、中間会計期間末残高に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受取手形</td> <td style="text-align: right;">135</td> </tr> <tr> <td>割引手形</td> <td style="text-align: right;">325</td> </tr> </tbody> </table>		百万円	受取手形	135	割引手形	325	<p>4 ※ 3 中間会計期間末日満期手形の処理</p> <p>中間会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の中間会計期間末日満期手形が、中間会計期間末残高に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受取手形</td> <td style="text-align: right;">123</td> </tr> <tr> <td>割引手形</td> <td style="text-align: right;">321</td> </tr> </tbody> </table>		百万円	受取手形	123	割引手形	321	<p>4 ※ 3 事業年度末日満期手形の処理</p> <p>事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。</p> <p>なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形が、事業年度末残高に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受取手形</td> <td style="text-align: right;">162</td> </tr> <tr> <td>割引手形</td> <td style="text-align: right;">370</td> </tr> </tbody> </table>		百万円	受取手形	162	割引手形	370																										
	百万円																																													
受取手形	135																																													
割引手形	325																																													
	百万円																																													
受取手形	123																																													
割引手形	321																																													
	百万円																																													
受取手形	162																																													
割引手形	370																																													

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 減価償却実施額</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>有形固定資産 846</p> <p>無形固定資産 44</p> <hr/> <p>合計 891</p>	<p>1 減価償却実施額</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>有形固定資産 884</p> <p>無形固定資産 41</p> <hr/> <p>合計 926</p>	<p>1 減価償却実施額</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>有形固定資産 1,833</p> <p>無形固定資産 94</p> <hr/> <p>合計 1,927</p>
<p>2※1 特別利益の主要項目</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>貸倒引当金戻入額 5</p> <p>投資有価証券売却益 2</p>	<p>2※1 特別利益の主要項目</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>貸倒引当金戻入額 21</p>	<p>2※1 特別利益の主要項目</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>投資有価証券売却益 243</p>
<p>3※2 特別損失の主要項目</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>固定資産廃棄損 7</p> <p>建物 7</p> <p>機械及び装置 5</p> <p>工器具備品他 4</p> <hr/> <p>合計 17</p> <p>投資有価証券評価損 16</p>	<p>3※2 特別損失の主要項目</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>固定資産廃棄損 0</p> <p>建物 0</p> <p>機械及び装置 10</p> <p>工器具備品他 8</p> <hr/> <p>合計 19</p>	<p>3※2 特別損失の主要項目</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>固定資産廃棄損 8</p> <p>建物 8</p> <p>機械及び装置 8</p> <p>工器具備品他 11</p> <hr/> <p>合計 28</p> <p>投資有価証券評価損 16</p>
<p>4※3※4 法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額</p> <p>当中間会計期間に係る「法人税、住民税及び事業税」並びに「法人税等調整額」は、当期において予定している償却資産圧縮積立金の取崩しを前提として当中間会計期間に係る金額を計算しております。</p>	<p>4※3※4 法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (千株)	3,259	11	0	3,271

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 11千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の市場への処分による減少 0千株

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (千株)	3,284	15	0	3,300

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 15千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の市場への処分による減少 0千株

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (千株)	3,259	25	0	3,284

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 25千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の市場への処分による減少 0千株

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記																																																
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具・器具備品 (百万円)</th> <th>車両運搬具 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>281</td> <td>452</td> <td>733</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>156</td> <td>221</td> <td>378</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>124</td> <td>230</td> <td>355</td> </tr> </tbody> </table>		工具・器具備品 (百万円)	車両運搬具 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	281	452	733	減価償却累計額相当額	156	221	378	中間期末残高相当額	124	230	355	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具・器具備品 (百万円)</th> <th>車両運搬具 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>337</td> <td>439</td> <td>776</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>158</td> <td>222</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>179</td> <td>216</td> <td>396</td> </tr> </tbody> </table>		工具・器具備品 (百万円)	車両運搬具 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	337	439	776	減価償却累計額相当額	158	222	380	中間期末残高相当額	179	216	396	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具・器具備品 (百万円)</th> <th>車両運搬具 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>332</td> <td>432</td> <td>765</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>164</td> <td>210</td> <td>375</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>167</td> <td>222</td> <td>390</td> </tr> </tbody> </table>		工具・器具備品 (百万円)	車両運搬具 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	332	432	765	減価償却累計額相当額	164	210	375	期末残高相当額	167	222	390
	工具・器具備品 (百万円)	車両運搬具 (百万円)	合計 (百万円)																																															
取得価額相当額	281	452	733																																															
減価償却累計額相当額	156	221	378																																															
中間期末残高相当額	124	230	355																																															
	工具・器具備品 (百万円)	車両運搬具 (百万円)	合計 (百万円)																																															
取得価額相当額	337	439	776																																															
減価償却累計額相当額	158	222	380																																															
中間期末残高相当額	179	216	396																																															
	工具・器具備品 (百万円)	車両運搬具 (百万円)	合計 (百万円)																																															
取得価額相当額	332	432	765																																															
減価償却累計額相当額	164	210	375																																															
期末残高相当額	167	222	390																																															
<p>なお、取得価額相当額は、有形固定資産の中間期末残高等に占める未経過リース料中間期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>2 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>151百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>203</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>355</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、有形固定資産の中間期末残高等に占める未経過リース料中間期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	1年内	151百万円	1年超	203	合計	355	<p>なお、取得価額相当額は、有形固定資産の中間期末残高等に占める未経過リース料中間期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>2 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>162百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>233</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>396</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、有形固定資産の中間期末残高等に占める未経過リース料中間期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	1年内	162百万円	1年超	233	合計	396	<p>なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>2 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>158百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>232</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>390</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	1年内	158百万円	1年超	232	合計	390																														
1年内	151百万円																																																	
1年超	203																																																	
合計	355																																																	
1年内	162百万円																																																	
1年超	233																																																	
合計	396																																																	
1年内	158百万円																																																	
1年超	232																																																	
合計	390																																																	
3 支払リース料及び減価償却費相当額	3 支払リース料及び減価償却費相当額	3 支払リース料及び減価償却費相当額																																																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>93百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>93</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	93百万円	減価償却費相当額	93	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>96百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>96</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	96百万円	減価償却費相当額	96	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>182百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>182</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	182百万円	減価償却費相当額	182																																				
支払リース料	93百万円																																																	
減価償却費相当額	93																																																	
支払リース料	96百万円																																																	
減価償却費相当額	96																																																	
支払リース料	182百万円																																																	
減価償却費相当額	182																																																	
4 減価償却費相当額の算定方法	4 減価償却費相当額の算定方法	4 減価償却費相当額の算定方法																																																
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左	同左																																																

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成18年9月30日)

時価のある子会社株式及び関連会社株式は所有していません。

当中間会計期間末(平成19年9月30日)

時価のある子会社株式及び関連会社株式は所有していません。

前事業年度末(平成19年3月31日)

時価のある子会社株式及び関連会社株式は所有していません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

[前へ](#)

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------|----------------|-----------------------------|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第76期) | 自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日 | 平成19年6月28日
関東財務局長に提出。 |
|-------------------------|----------------|-----------------------------|--------------------------|

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月14日

マックス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	平	田	稔	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	福	田	厚	印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマックス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、マックス株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月13日

マックス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平 田 稔 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福 田 厚 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマックス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、マックス株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月14日

マックス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平 田 稔 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福 田 厚 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマックス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第76期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マックス株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月13日

マックス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平 田 稔 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福 田 厚 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマックス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第77期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マックス株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。